

川崎市職員退職年金条例施行規則及び川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例附則第 5 項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 7 0 号

川崎市職員退職年金条例施行規則及び川崎市職員退職年金条例等の一部
を改正する条例附則第 5 項の年金たる給付等を定める規則を廃止する規
則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 川崎市職員退職年金条例施行規則（昭和 3 0 年川崎市規則第 3 号）
- (2) 川崎市職員退職年金条例等の一部を改正する条例附則第 5 項の年金たる
給付等を定める規則（昭和 5 5 年川崎市規則第 7 9 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。